

常勤役員の報酬規程

1条 財団法人自転車センターの常勤役員の月額報酬は下記の範囲とし、理事会の承認をもって支給する。

理事長職 月額 600,000円～900,000円

専務理事職 月額 500,000円～800,000円

常務理事職 月額 450,000円～700,000円

理事職 月額 350,000円～650,000円

2・上記対象者で、勤務日数が常勤役員の日数より少なく勤務する者は理事会の承認の上、上記の範囲から減額して支給する。
尚、退職金は非常勤役員の扱いと同等とする。

2条 常勤役員の賞与については下記の通りとする。

役員賞与については、一般職の年間予算額（3.4ヶ月）と同様とし業績により、職員の月数と同額とする。

3条 常勤役員の手当は下記の通りとする。

1. 通勤交通費手当（職員の規程に準じる）
2. 扶養家族等手当（同上）

4条 本規程を変更する場合は理事会の承認をもって執り行う。

5条 規程は、平成23年4月16日より施行する。

以上

第1条 財団法人 自転車センター（以下「当センター」という。）の業務に常勤勤務する役員が、次の各号の一に該当するときは、この規定により本人またはその遺族（代表相続人）に対して退職金を支給する。

但し、寄付行為第18条により解任された場合は支給しない。

- 一 任期満了したとき
- 二 当センターの都合により退職したとき
- 三 死亡したとき
- 四 負傷または疾病により退職したとき
- 五 自己の都合で退職したとき

第2条

1. 退職金の支給基準は、その者の退職の日の基本給に次の各号に掲げる月数を乗じた額とする。

	理事長	専務理事
一 在任2年未満の者	1年につき1.4ヶ月	同 1.4ヶ月
二 在任2年以上 4年未満	1年につき1.5ヶ月	同 1.4ヶ月
三 在任4年以上 6年未満	1年につき1.8ヶ月	同 1.4ヶ月
四 在任6年以上 8年未満	1年につき2.1ヶ月	同 1.4ヶ月
五 在任8年以上 10年未満	1年につき2.3ヶ月	同 1.4ヶ月
六 在任10年以上	1年につき2.4ヶ月	同 1.4ヶ月
七 在任16年以上	1年につき2.5ヶ月	同 1.4ヶ月

2. 在任年数は1ヶ月を単位とし、1年未満の端数がある場合は月割で計算し、1ヶ月未満の端数がある場合は1ヶ月とする。

3. 第1項の在任年数の計算については、選任された日から起算する。
但し、休職期間は通算しない。

第3条

- 1. 理事長は、在任中特に功労があった者が退職したときは、特別慰労金を加算して支給することができる。
- 2. 特別慰労金の額は、その都度理事長が定める。

附 則

- 1. この規定は、平成23年4月16日から施行する。

財団法人 自転車センターの非常勤役員及び評議員の
退任慰労金内規

第1条

1. 寄付行為第17条による役員及び第22条による評議員が退任した場合には、この内規により慰労金を支給する。
但し、常勤役員には適用しない。

(役職名)

理事長	1年につき	100,000円
副理事長	〃	50,000円
理事	〃	20,000円
監事	〃	20,000円
評議員	〃	10,000円

但し、理事会及び評議員会の出席等について考慮をする必要がある
ので、その都度協議し理事長が定める。

2. 基準は6ヶ月とし、端数月数は四捨五入する。

附則

1. この規定は、平成4年4月1日から施行する。